た修正申告書に係る事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第七十二条の百九第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「税額」の下に「の十倍」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第三項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の四第一項第九号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第九十八条の二」を「第百三十一条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百七十二条、第百七十四条及び第百八十七条」に改め、同項第十一号中「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「同条第一項第十三号」を「同項第十三号」に改め、同項第二十一号中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改め、同項第三十二号中「」第十四条第一項第一号」を「。以下この号において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号」に、「又は第三項から第五項まで」を「若しくは第二項から第四項まで」に改める。

第七十三条の七第十七号中「農業災害補償法第五十三条の二第二項」を「農業保険法第七十三条第二項」に改める。

第七十三条の十四第一項中「一戸につき千二百万円」を「一戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「につき千二百万円」を「について千二百万円」に改め、同条第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第三項中「。第七十三条の二十七の二第一項」を「。第七十三条の二十四第三項」に、「同項」を「第七十三条の二十七の二第一項」に、「及び第七十三条の二十七の二第一項」を「及び第三項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り」に改め、同条第五項中「第一項」を「、第一項」に改め、同条第六項中「においては」及び「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第九項第一号中「によつて」を「により」に、「の固定資産評価基準」を「に規定する固定資産評価基準」に改め、同条第十四項中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「においては」を「には」に、「この項及び次項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「ほか、第一項の」を「ほか」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第二項」を「その他の同項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第七十三条の二十七の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一　土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二　土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第七十三条の二十五第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「の定めるところによつて、あわせて」を「で定めるところにより、併せて」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第七十三条の二十六第一項中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改める。

第七十三条の二十七の二第一項中「既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第七十四条の見出しを「（用語の意義及び製造たばこの区分）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一　喫煙用の製造たばこ

イ　紙巻たばこ

ロ　葉巻たばこ

ハ　パイプたばこ

ニ　刻みたばこ

ホ　加熱式たばこ

二　かみ用の製造たばこ

三　かぎ用の製造たばこ

第七十四条の三の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第七十四条の三の二　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第七十四条の四第一項中「消費等」の下に「（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこ一本に換算する方法

合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）